

大阪市告示第1511号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年10月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 旭屋内プール 水泳場	令和7年11月25日（火）	午前10時から 午後1時まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 旭屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和7年11月3日（月）	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年11月5日（水）から 同月7日（金）まで	
	令和7年11月10日（月）	
	令和7年11月12日（水）から 同月14日（金）まで	
	令和7年11月17日（月）	
	令和7年11月19日（水）から 同月21日（金）まで	
	令和7年11月24日（月）	
	令和7年11月26日（水）から 同月28日（金）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）